



2024年4月19日
第155号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横地申
第23号

安全レベルの向上と経験に裏打ちされた技術継承を果たし、公平・公正で (1期日目) 誰もが納得感のある乗務員技術指導担当の指定を求める申し入れ 団体交渉 4月18日

1. 全ての運転職場における、乗務員技術指導担当の指定について労働組合加入者と未加入者との比率を、直近三年間分示すこと。

【会社回答】乗務員見習技術指導担当の指定については、「任用の基準」に基づき取り扱うこととなる。なお、会社は、労働組合への加入の有無や所属によって差別を行うことはない。

組 合		会 社	
・ 申し入れに対してこの回答では読み取れない。	・ 「労働組合所属の有無で差別をうけている」と申し入れている。申し入れに対し調査するのが任務ではないか。	・ 見習いの技術指導の指定については、労働組合の所属によって判断するのではなく「任用の基準」によって判断している。従って、比率を示すことは困難である。	・ そもそも、会社としては、組合の所属の有無で指定していないので、「調査する」「しない」ではないという認識。

		2023年	2022年	2021年
運転士	技術指導の人数	51名	56名	51名
	うち東労組組合員	0名	0名	5名
車掌	技術指導の人数	36名	63名	61名
	うち東労組組合員	0名	0名	4名

ええっ! たまたまってこと!?

（組合）この数字を聞いて
どう感じるのか？
（会社）「任用の基準」の結果である。

2. 乗務員技術指導担当の指定について、労働組合への加入を選定の基準とせず、公平・公正に誰もが納得感のあるものとする。

【会社回答】乗務員見習技術指導担当の指定については、「任用の基準」に基づき取り扱うこととなる。なお、会社は、労働組合への加入の有無や所属によって差別を行うことはない。

組 合		会 社	
申し入れの前文にある内容（「教導になりたければやるべきことがある」「身をきれいにしろ」「現場で推薦しても支社幹部がYESとは言わない」「運輸部長があの人になってから弾かれる」）については調査されたのか。	どのよう調査をしたのか。	申し入れを受けて関係個所に連絡した。示されている内容について、特に知得・把握しているものはない。	詳細は示せない。会社が責任をもって把握している。
「任用の基準」と言うが誰が判断するのか。	指導担当や副長など管理者の判断も含むのか。	最終的には現場長と支社で判断する。	参考の一つとしてある。最終的には現場長と支社が判断する。
・ すべての職場で指導員や管理者から言われている。 ・ （組合員がゼロとなった時期と）運輸部長が変わったタイミング（2021年9月）とリンクする。現場の声に信ぴょう性がある。		・ 一個人の誰かではなく「任用の基準」に則ってやる。 ・ 繰り返しになるが「任用の基準」でやっていることに変わりはない。	

テンポラリースタッフにやったことと同質ではないか!? (情報第144号)

【現場の声】

◇一年位前になるが、熱海運輸区では、技術指導を希望した組合員に対し、指導担当から「東労組の組合員はつけられない。それはあの大船運輸区〇〇区長(当時)が運輸部長に『現場が回らない』と進言しても叶わなかった。いくら言ってもダメ」と言われている。最近も副長から「現場から上げても上で蹴られる」と言われた。

◇2021年9月16日に組合を辞めたいと連絡をもらった。その方は「(会社に)東労組の中にも骨のあるやつがいるんだとアピールしたい」と思ったが、大船運輸区〇〇区長(当時)から「そういう時期じゃない」「ストをやろうとした労働組合」「テロリストの中にどんな良い奴がいても、その一員じゃないか」と言われたと言っていた。

◇その他、鶴見線営業所や横浜運輸区でも「推薦をあげても支社にはじかれる」と言われた。



川崎統括センターの「研修」に名をかりた不当労働行為と同じではないか？ 会社は「責任をもって調査した」というが何を調査したのか？再調査を求める！！